

検査結果判定書

No. HVE0000137=001=01

東近江市水道課 様

水道法第20条第3項 登録水質検査機関第12号

株式会社 日吉
 水質検査部門管理者 鈴木 正
 〒523-8555 近江八幡市北之庄町908
 TEL 0748-32-5001 FAX 0748-32-4192



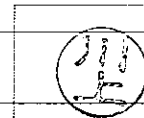
依頼日 2019年6月3日 付けて、当社に依頼された水質検査の結果は次の通りです。

採水年月日 時間								天候		前日;曇 当日;晴						
水源名称採水地点								試料区分		給水栓						
採水者								気温		22.2 °C		水温		23.3 °C		
項目	検査結果	単位	基準値	項目	検査結果	単位	基準値	項目	検査結果	単位	基準値	項目	検査結果	単位		
一般細菌	0	個/mL	≤100	クロロ酢酸	0.002未満	mg/L	≤0.02	2-メチルインソルネオール	0.000001未満	mg/L	≤0.00001					
大腸菌	不検出		検出されないこと	クロロホルム	☆ 0.007	mg/L	≤0.06	非イオン界面活性剤	-	mg/L	≤0.02					
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	≤0.003	ジクロロ酢酸	0.003未満	mg/L	≤0.03	フェノール類	-	mg/L	フェノールとして≤0.005					
水銀及びその化合物	-	mg/L	≤0.0005	ジブロモクロロメタン	0.003	mg/L	≤0.1	有機物(全有機炭素の量)	0.5	mg/L	≤3					
セレン及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	臭素酸	0.001未満	mg/L	≤0.01	pH値	7.2		5.8以上8.6以下					
鉛及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	総トリハロメタン	☆ 0.016	mg/L	≤0.1	味	異常なし		異常でないこと					
砒素及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	トリクロロ酢酸	0.003	mg/L	≤0.03	臭気	異常なし		異常でないこと					
六価クロム化合物	-	mg/L	≤0.05	プロモジクロロメタン	☆ 0.006	mg/L	≤0.03	色度	0.5未満	度	≤5					
亜硝酸態窒素	-	mg/L	≤0.04	プロモホルム	0.001未満	mg/L	≤0.09	濁度	0.1未満	度	≤2					
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	mg/L	≤0.01	ホルムアルデヒド	0.008未満	mg/L	≤0.08	その他の項目								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	≤10	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	残留塩素 *	0.28	mg/L	≥0.1					
フッ素及びその化合物	☆ 0.09	mg/L	≤0.8	アルミニウム及びその化合物	★ 0.05	mg/L	≤0.2	気温	22.2	°C						
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	鉄及びその化合物	-	mg/L	≤0.3	水温	23.3	°C						
四塩化炭素	-	mg/L	≤0.002	銅及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	以下余白								
1,4-ジオキサン	-	mg/L	≤0.05	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	≤200									
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	≤0.04	マンガン及びその化合物	-	mg/L	≤0.05									
ジクロロメタン	-	mg/L	≤0.02	塩化物イオン	13.1	mg/L	≤200									
テトラクロロエチレン	-	mg/L	≤0.01	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	mg/L	≤300									
トリクロロエチレン	-	mg/L	≤0.01	蒸発残留物	-	mg/L	≤500									
ベンゼン	-	mg/L	≤0.01	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	≤0.2									
塩素酸	0.06	mg/L	≤0.6	ジェオスミン	0.000001未満	mg/L	≤0.00001									

判定

検査結果において水道法水質基準値に適合しています。
 ★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。
 ☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。
 ▲の検査項目はクリプトスピリウム等対策指針に不適の項目です。

残留塩素は維持管理基準 *弊社測定値



検査期日

受付日

2019年6月3日

報告日

2019年6月19日

検査区分責任者

川上 奈津子

印